

市では、第五次ごみ処理基本計画に基づきごみ減量化を推進するため、積極的に環境配慮に取り組む市内事業者を市が応援する「高山市環境配慮事業所認証制度」を創設します。

この制度によって、市内事業者の環境配慮意識の向上を図るとともに、市全体への取り組み内容の波及を図り、「循環型社会（※）」の形成を目指します。

※＝3Rの推進と廃棄物の適正処分により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会

### 1 概要

市内でごみ減量化など環境配慮行動に積極的に取り組んでいる事業者のうち、市が定める基準を満たす者を「高山市環境配慮事業所」として市が認証し、市のHPなどで紹介することによって認証事業所の利用を拡大する。

### 2 対象者

市内で事業を営む事業所（店舗ごと）

### 3 開始時期

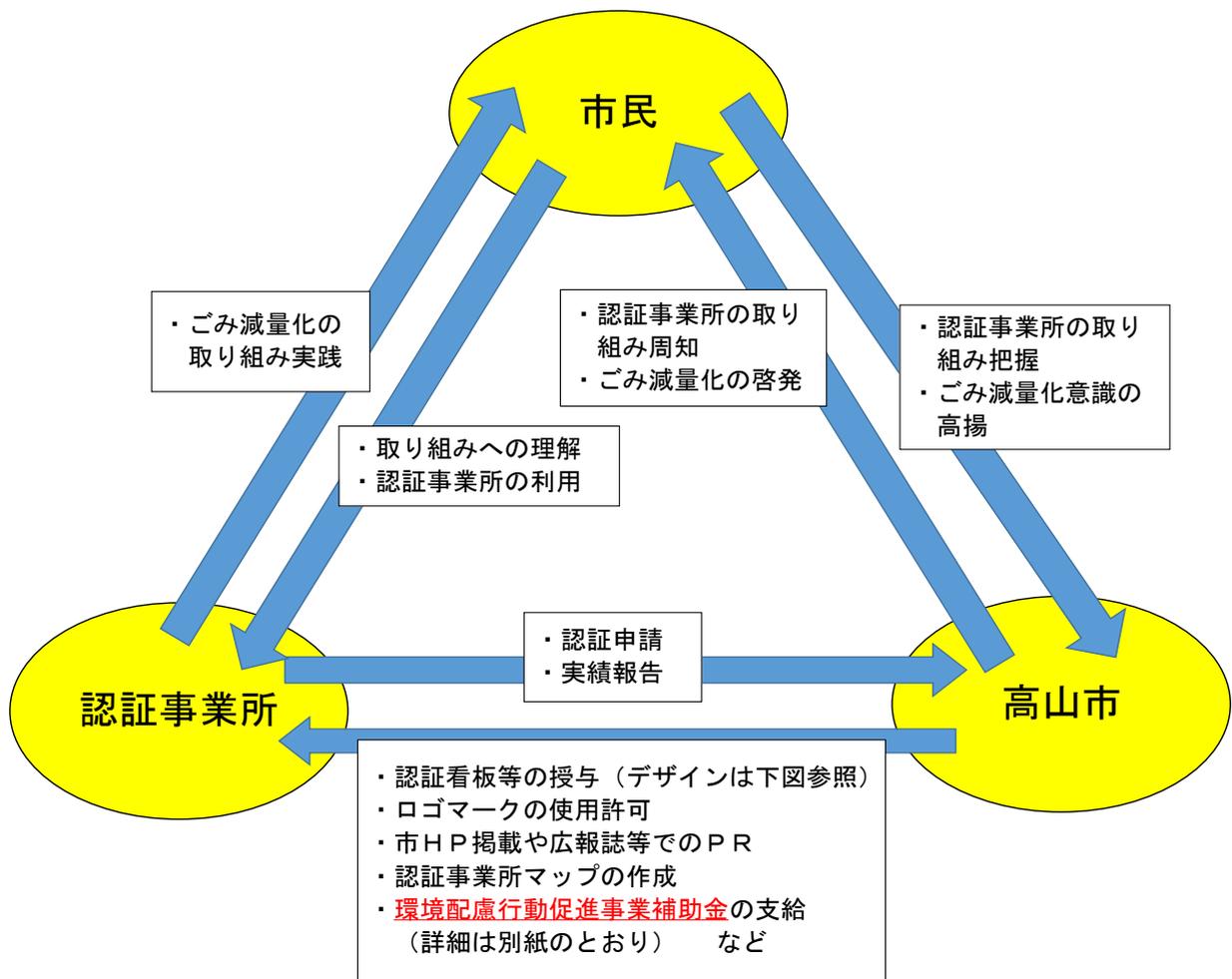
令和5年4月1日より

### 4 認証方法

- ・「飲食店・ホテル・旅館部門」「食品製造・販売店部門」「その他」の3部門を設ける。
- ・部門ごとの認証基準（チェックリスト（裏面参照））により、各事業者が自己採点を行い、8項目以上該当すると市が認める者を「高山市環境配慮事業所」とする。（事業者の判断により部門を選択する）

### 5 制度相関図

・次頁のとおり



認証看板デザイン案

